

# なみえ 議会だより

2016.5.1  
No. 151



原子力災害現地対策本部長（高木陽介経済産業副大臣）との意見交換会  
（3月27日 浪江町役場二本松事務所）

## 3月定例会・第1回(1月)臨時会・第2回(2月)臨時会

### 定例会

議案要旨	P 2
議案審議・決議・意見書	P 2～P 4
採決状況・あの件は？	P 4～P 5
一般質問	P 6～P 12

### 臨時会

情報公開状況・活動経過報告	P 13
委員会活動報告	P 14～P 15
要求(要望)書	P 16～P 17
町民の声	P 18

# 過去最大 平成28年度 予算案を可決!!

## 要旨

3月定例会は、3月8日から3月18日までの11日間を会期として開催しました。

町長からは条例の制定・改正、協定の変更、土地の取得、補正予算、新年度予算など43件、議員からも7件の議案が提出され、これらについて審議を行うとともに、請願1件について審査を行いました。

審議結果（採決状況）については、4ページから5ページに掲載のとおりです。

### 【主な議案等の内容】

- 東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき町税等を引き続き減免することを目的とした条例です。
- 浪江町課設置条例の改正は、産業・賠償対策課、復旧事業課、ふるさと再生課及び津波被災地対策課を産業振興課、ふるさと再生課及びまちづくり整備課に再編するものです。再編後の組織については、詳細が、広報なみえ4月号「平成28年度の役場事務組織」に掲載されていますので、これをご覧ください。
- 一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ20億6678万円を減額するもので、歳入の主なものは浪江町復旧・復興基金繰入金8億3668万円、東日本大震災復興交付金基金繰入金7億5888万円の減額、歳出の主なものは防災集団移転促進事業費のうち、被災住宅再建補助金4億8千万円、公有財産購入費4億5千万円の減額です。
- 平成28年度予算は、一般会計の総額が212億4千万円で、平成27年度当初予算に比較して74億7千万円（54.2%）の増となっており、9つの特別会計と併せた総額では315億1711万8千円となっています。詳細については、広報なみえ4月号「平成28年度予算のあらまし」に掲載されていますので、これをご覧ください。

## 条例の制定

議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議案第10号 浪江町行政不服審査会条例の制定について

### 反対討論

行政処分に対する救済の仕組みが大幅に後退するという問題を明らかにします(馬場)。

(賛成多数で可決)

### 反対討論

議案第9号と同じ立場から、反対の態度を明らかにします(馬場)。

(賛成多数で可決)

## 条例の改正

議案第17号 浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

### 反対討論

があり、ある程度の評価制度は必要だと思っています。

質問(馬場) 公務員の業務に能力評価、実績評価をすることには疑問を感じませんか。

町長 人間が人間を評価することは大変難しいと思います。成果や結果も重視する必要があります。

人事評価については、問題が構造的に内在しており、こうした条例の改正については極めて問題があると考え、反対討論とします(馬場)。

(賛成多数で可決)

# 変更協定

議案第29号 委託に関する変更協定の締結について

質問(馬場) なぜ、随意契約で入札請差が出るのですか。

復旧事業課長 契約は、工事設計と監理で行い、日本下水道事業団が工事入札を行います。その結果、設計額と契約額に請差が生じたものです。

# 補正予算

議案第32号 平成27年度浪江町一般会計補正予算(第7号)

の総務費から給与を支出しています。

質問(山本) 社会福祉協議会の局長は町職員で、その給料分は町が支出していますが、社会福祉協議会補助金に明記されていないのは、どういうことですか。

質問(馬場) 災害生活援助資金の貸付残の件数と残額、教育受託事業収入の減額の理由、労働費の減額の内容、ガンマカメラの減額の理由及び利用の実態、双葉北地区心身障がい児就学指導審議会の全額減の理由は。

総務課長 条例に基づくもので、総務課の主幹という形で派遣していますので、一般管理費

介護福祉課長 災害生活援助資金の貸付トータル件数は19

40件、残りが245件、償還期限は30年3月末です。

教育次長 教育受託事業収入は、小中学校各1名を予定していた県からのスクールソーシャルワーカー派遣が1名にとどまったための減額です。

産業・賠償対策課長 労働費は、いこいの村を休憩施設として利用するための調査設計費で、請差による減額です。

ふるさと再生課長 ガンマカメラは、請差による減額で、約20箇所撮影を行っています。

教育長 就学指導審議会は休止中で、昨年、特別指導が必要な子どもの支援組織を町独自で立ち上げたため、減額としました。

## 反対討論

マイナンバー制度の補正が計上されており、同意できないので、反対討論とします(馬場)。(賛成多数で可決)

議案第35号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第3号)

質問(馬場) 仮設津島診療所の開設に向け、人員体制を含めた事業の見直しは。

仮設津島診療所事務長 安達 の仮設診療所の運営体制をそのまま移設する考えです。

## 3月定例会で可決した決議・意見書

### ○復興・創生特別委員会設置に関する決議

復興・創生特別委員会を設置する決議で、町の復興・創生に関する調査を行うため、議長を除く15人以内の委員で組織することが決定されました。

なお、14人の委員の選任後、委員長には馬場 績委員、副委員長には平本佳司委員が互選されました。

### ○看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書

夜間・交替制勤務を行う看護師及び介護従事者などの労働環境の改善を図るとともに、医師・看護師・介護従事者などの十分な確保策を講じることを求める意見書で、これを可決し、関係機関へ送付しました。

# 新年度予算

議案第41号 平成28年度浪江町一般会計予算

**質問(平本)** 福島再生賃貸住宅整備事業ですが、17億円以上の経費をかけて雇用促進住宅を改修する必要性は、

**復興推進課長** 復興拠点に近接しており、工期等を考慮すれば早期の提供が可能と考えられるからです。

**質問(紺野)** 駅前広場改修事業、ターミナル施設修繕の具体的な内容は、

**復興推進課長** JR常磐線の再開に向けて、植栽、ベンチ、照明灯など、駅前ロータリーの改修を考えています。

**質問(馬場)** 避難者生活支援事業は、6と7割が一般財源の持ち出しです。事業の選択・活用を検討すべきでは、

**総務課長** 一般財源の部分は、ほとんど人件費で、震災前の職員分については、復興特交の対象になりませんので、ご理解ください。

**質問(渡邊)** 昨年度との比較で捕獲隊報酬の増額、消防費の減額、防犯見守り隊報酬の増額の理由は、

**産業・賠償対策課長** 捕獲隊報酬は、捕獲1頭1万8千円を2万円に、活動

費1回千円を5千円にし、5人体制を9人体制にしたことによるものです。

**帰町準備室長** 消防費は基金の積立分の減額、見守り隊報酬は1台、2名増員によるものです。

## 反対討論

マイナンバー制度の予算が計上されていること、職員の人事評価制度の導入には問題があることから、反対の態度を明らかにします(馬場)。

## 賛成討論

町の姿勢が随所に現れ、バランスの良いメリハリのある予算と感じました。新生浪江の大きな期待をして賛成の立場を明らかにします(佐藤)。(賛成多数で可決)

議案第44号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算

**質問(馬場)** 浪江町診療所開設に向け医師確保の見通しは、

**町長** 津島診療所の峯廻先生に快諾を得ています。

## 3月定例会の採決状況

(3月17日、18日採決)

議案番号	件名	議決結果
議案第9号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	原案可決
議案第10号	浪江町行政不服審査会条例の制定について	原案可決
議案第11号	電動複写機使用料徴収条例の一部改正について	原案可決
議案第12号	浪江町行政不服審査法関係手数料条例の制定について	原案可決
議案第13号	職員の退職管理に関する条例の制定について	原案可決
議案第14号	浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金条例の制定について	原案可決
議案第15号	東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例の制定について	原案可決
議案第16号	浪江町課設置条例の一部改正について	原案可決
議案第17号	浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第18号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第19号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第20号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第21号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第22号	町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第23号	職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第24号	浪江町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正について	原案可決
議案第25号	浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部改正について	原案可決
議案第26号	浪江町都市計画審議会条例の一部改正について	原案可決
議案第27号	浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第28号	浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正について	原案可決

議案番号	件名	議決結果
議案第29号	委託に関する変更協定の締結について	原案可決
議案第30号	土地の取得について	原案可決
議案第31号	土地の取得について	原案可決
議案第32号	平成27年度浪江町一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議案第33号	平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第34号	平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第35号	平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第36号	平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第37号	平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第38号	平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第39号	平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第40号	平成27年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第41号	平成28年度浪江町一般会計予算	原案可決
議案第42号	平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算	原案可決
議案第43号	平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第44号	平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算	原案可決
議案第45号	平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第46号	平成28年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算	原案可決
議案第47号	平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第48号	平成28年度浪江町介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第49号	平成28年度浪江町財産区管理事業特別会計予算	原案可決
議案第50号	平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第51号	平成28年度浪江町水道事業会計予算	原案可決
請願第1号	看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書	採 択
発委第1号	浪江町議会委員会条例の一部改正について	原案可決
発委第2号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
発委第3号	浪江町議会情報公開条例の一部改正について	原案可決
発委第4号	浪江町議会会議規則の一部改正について	原案可決
発委第5号	浪江町議会情報公開条例施行規則の一部改正について	原案可決
発委第6号	復興・創生特別委員会設置に関する決議(案)	原案可決
発議第1号	看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書(案)	原案可決
	委員会の閉会中の継続審査又は調査について	原案可決

一般質問や議案審議の中で町執行部が答弁した内容等について、その後どうなったのか、どんな対応がされたのか知りたい場合は、議会報編集特別委員会で調査し、右のとおり「議会だより」に掲載しますので、

議会事務局  
TEL 0243-62-0196

までご連絡ください。

あの件は、  
どうなりましたか？

12月定例会関係

○解除に向けての町民懇談会の開催  
時期、方法について

復興推進課 有識者検証委員会の報告書の内容を精査した上で、準備が整い次第、6月頃から県内外で開催します。

○津波による流出世帯の住宅取得  
に対する町単独の支援について

まちづくり整備課 国、県の制度に  
上乗せをしての支援は、現在のところ  
予定していません。

## 6 議員が質問

### ■若月芳則

- (1) 解除と帰町方針はおのずと異なるものと考えるが、町長の認識を問う
- (2) 復興計画・復興まちづくり計画を、現況と住民意向の変化に伴い、見直す考えは
- (3) 帰町後の緊急医療に対する対応整備は
- (4) 町内に高齢者介護施設整備の考えは

### ■佐々木 恵 寿

- (1) 復興を果たすための気構えをお聞かせ下さい
- (2) 平成28年度当初予算編成方針について
- (3) 除染について
- (4) イノベーション・コースト構想について
- (5) 原子力損害賠償の完全実施について
- (6) 浪江町ADR集団申し立てについて
- (7) 安全・安心な医療体制の構築について
- (8) 福島相双復興官民合同チームによる支援体制の強化について
- (9) 避難指示解除について
- (10) 避難指示解除を見据えた消防団活動と避難者の自立支援施策について
- (11) まち・ひと・しごと創生総合戦略について

### ■松田 孝 司

- (1) 避難生活環境について
- (2) 避難指示解除に向けて
- (3) 賠償について

### ■渡 邊 泰 彦

- (1) 平成29年3月避難指示解除に向けて

### ■馬 場 績

- (1) 東電の炉心溶融基準公表いんぺいの対応及び強制起訴に対する見解について
- (2) 避難解除と町の対応について
- (3) 森林除染について
- (4) 地域防災計画見直しについて
- (5) 賠償・避難者生活支援について
- (6) 安倍政権の明文改憲発言の見解を問う

### ■山 本 幸一郎

- (1) 避難指示解除はいつ決定するのか
- (2) 除染について
- (3) 浪江町の農業又は農地管理について
- (4) ADR集団申し立てについて
- (5) 帰町を望む人だけの意見交換会の実施を検討しているか

## 一般質問

# 町政と問う

このページには、質問した議員の質問事項が掲載されています。議会だよりに掲載する一般質問の内容は、紙面の構成上、1議員の質問・答弁を合わせて1000文字程度に要約しておりますので、ご了承ください。

一般質問とは、議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求め政治的姿勢を明らかにするものです。そのことにより、現行政策の変更、是正あるいは新規政策の採用などの効果があります。

## ● 若月 芳則 議員 ●



**Q** 閣議決定の解除時期と帰町宣言はおのずと異なると思います。町長の所見は

**A** 目標としては理解するが、解除要件の3要件がすべて満たされることが大前提と考える

**質問** 発災の3月11日前後になると新聞紙上等に大きく復旧、復興に関する記事が多く掲載されます。29年3月の解除時期目標とする閣議決定がなされて以来、29年3月ありきの除染工程表等が出されてきておりません。しかしながら、解除時期と町民期待の帰町宣言とは、おのずと異なると思います。町長の所見を伺います。

**町長** 町の現況と進捗状況などを客観的に判断するための有識者会議による検証作業を進めています。その結果を基に町としての避難指示解除までの行程を整理し、広く町民との意見交換を踏まえて帰町宣言の位置付けをして参ります。解除要件（年間積算線量、インフラ・生活関連サービスの復旧、町・町民との協議の3要件）がすべて満たされることが大前提と考えております。

### 町づくり復興計画の見直しは

**質問** 発災から6年目に入ります。当初作成された町づく

り復興計画（第1次）は、当時の困難な時期での作成でもあり、各種状況、町民の意向もかなり変化をしてくていると考えます。したがって、ちょうど半期の5年、そして復興創生期間に入るこの期に新たな状況の変化に対応できる内容の見直しをする時期と考えます。その考えは。

**復興推進課長** 議員ご指摘のとおり策定した当時とは復興に向けた条件が変化しており、復興状況や制度面での変更を加味しながら、補正、見直しを進めます。平成28年度予算に計上し、第2次復興計画の策定を進めます。

### 緊急高度医療の対応は

**質問** 帰町後の緊急医療の体制整備として、ドクターヘリのヘリポート整備の考えと高度緊急に地域に医療施設の誘致の考えは。

**健康保険課長** 震災後ドクターヘリの使用実績は7回ありましたが、ふれあいセンター駐車場に対応しました。今後は、スポーツセンター駐車場等の活用を考えます。高度医療施設の誘致については、双葉郡内に整備する2次緊急医療拠点の規模や機能の検討に入ったところであります。町としても、必要不可欠と考えており、今後も国、県に対し強く要望いたします。

### 町内での高齢者介護施設整備は

**質問** 農地除染が終わった地区から農地保全作業が進み、きれいな農地が保全されております。先祖伝来の農地、地域を守らなければと、従事されている人たちは、ほとんどが団塊の世代であります。団塊の世代の多くは、親の介護を抱えて避難先の施設でお世話になっているのが現状です。したがって、町内にそれらを受け入れられる施設の整備は。

**介護福祉課長** 特別養護老人ホームやショートステイは、今のところ浪江で再開する業者はないことから、いわきにできるオンフル双葉や近隣の町村の施設に依頼する必要が出てきます。基本的には介護人材の確保でありますので、国県にも協力を仰ぎ、努力を重ねます。



設置が求められるヘリポート

## ● 佐々木恵寿 議員 ●



**Q** 「こころの復興」を果たす必要がある。町長の「復興を果たすための気構え」をお尋ねします

**A** 皆さんが納得できる町と地域を創建するため、私情を捨てて、公益に徹し、不撓不屈の精神で与えられた使命を果たす覚悟です

### 「復興・創生期間」の財政基盤をどう整えるのか

**質問** 今後、5年間の「復興・創生期間」に入り、除染が平成28年度内に完了し29年3月に避難指示解除の方針を明らかにしました。社会基盤整備など住民の帰還に向け大きな財政措置が必要になります。このような動きにどう対応するのかお尋ねします。

**町長** 復興・創生期間について、国は「本格復興・再生の段階に向けて、国が前面に立つて引き続き取り組む」としており、私は一定の評価をしています。実際に手厚い財政措置を用意しました。また、交付税はほぼ減少がなく、国は算定人口を最大でも震災前の10%減に止める特例を適用しました。

**質問** 震災前の3倍、浪江町過去最大の予算案が提出されました。政府方針を睨みながら、平成28年度当初予算編成をどのような方針のもとで編成したのかお尋ねします。

**町長** 自主財源の捻出が難

しい中、平成28年度一般会計当初予算は212億4千万円という大規模な予算を組むことができました。

### 来春の避難指示解除目標や「解除3要件」の所見は

**質問** 避難指示の解除は、電気・ガス・上下水道・主要交通網・通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染が十分に進みよくした段階で、関係機関と住民が十分な協議が必要と思うが、町長の考え方をお尋ねします。

**町長** 町内の復旧・復興についての進捗状況を客観的に確認し、町としての判断材料とするため、有識者による検証作業を進めています。検証結果を基に、避難指示解除に向けた行程や取り組むべき課題を整理していきます。

**質問** 避難指示を解除する前においても、一定の要件を満

たせば、ふるさとでの生活を円滑に再開する準備を行うための準備宿泊を可能としています。が、どう考えているのかお尋ねします。

**町長** 来春の避難指示解除を目標として、除染、インフラ復旧、生活環境の整備などに取組んでいるところです。帰町に向けた生活の準備や帰町後に発生する課題への対応のため、なるべく早期に特別宿泊や準備宿泊等を実施することが望ましいと考えています。

### イノベーション・コースト構想にどう向き合っていくのか

**質問** 浜通り地域の復興に向けた地域戦略を展開していくためのイノベーション・コースト構想は、産業基盤の再構築や雇用の確保など中核的な復興施策です。どう推進していきますか。

**町長** ロボットテストフィールドや国際産学連携拠点、アイカイブ拠点の誘致や県産材の新

たな需要創造プロジェクトであるCLTの導入、あるいはフラワーコーストプロジェクトと復興記念公園の融合など、この構想と融合するまちづくりを、今後も産業創出・雇用創出につながるよう国県に訴えてまいります。

**質問** 浪江町棚塩地区の原発予定地であった土地は、イノベーション・コースト構想の最先端事業を誘致するには最適な場所だと思うが、どう考えているのかお尋ねします。

**町長** 浪江・小高原原発予定地であった土地は、非常に広大であり、ポテンシャルが高い土地です。ここを最大限、有効活用できるように、相手方と鋭意協議しているところです。

## ● 松田 孝司 議員 ●



**Q** 仮設住宅の空室率が増える中での支援体制は

**A** 自治会、社会福祉協議会等とサポートしていきます



空き室が目立つ仮設住宅

**〔質問〕** これから復興公営住宅への入居も本格化し、それにつれて仮設住宅の空室率もますます増え、近隣同士のつながりも薄くなり、孤立化しがちな高齢者など弱者の見守りが重要になると思います。

今後、仮設住宅内敷地の維持管理も大変ではないかと思えます。今までと変わった支援体制が必要になると思われますが、これからの支援体制をどう考えていますか。

**〔町長〕** 今後も引き続き、自治会と連絡を取り合いながら、仮設住宅及び同敷地内の維持管理について適宜対応していきます。

孤立化防止については、自治会に協力をお願いしながら、関係各課及び社会福祉協議会、さらには避難先自治体の社会福祉協議会等との連携を強化し、サポートしていきたいと思えます。

### 帰還困難区域に囲まれた区域などの支援対策は

**〔質問〕** 帰還困難区域に隣接する区域や帰還困難区域に囲まれた行政区が、避難指示解除になつてすぐ元の生活再建ができるのか、現実には厳しいのではないかと思われます。

周りの景色・土地も同じく見えるかも知れませんが、生活環境は別物になり、様変わりし、新たな町づくりの始まりではないかと思えます。ましてや目に見えない放射能

という恐怖と戦つていかなければならないと思えます。

その中で、どういう支援対策を考えていますか。

**〔復興推進課長〕** 以前のようなコミュニティを取り戻すのは容易でなく、また、隣接する帰還困難区域から放射性物質が移行するのではないかとこの懸念材料と考えています。

避難指示解除後、すべてが元どおりとはいかない中で、帰還が発生されることが想定されます。

いち早く帰還される方にはご苦労をかけるかもしれませんが、そうした皆さんのふるさとへの思いを強く受け止め、国、県の協力を得ながら、町として全力で支援していきたいと思えます。

その相当期間についても、避難指示解除後の実際の状況を勘案し、柔軟に判断することを、今後引き続き強く求めて行きます。

### 精神的賠償打ち切りについて

**〔質問〕** 現在、精神的賠償が平成30年3月で終わると言われていますが、除染をしても元の放射線量に程遠い状況で、当たり前に何気なく暮らしていた環

境にはなつていません。同じ土地でありながら放射能に汚された土地を私達に新たに与えてくれたのです。あくまでも空間放射線量を元に復元するまで国は責任を負うべきだと思います。

現実的に精神的賠償や住宅支援などが次から次へと打ち切られれば、避難者にとって大変な事になると思いますが、どう考えていますか。

**〔産業・賠償対策課長〕** 精神的損害及び家賃等の避難費用については、中間指針において「避難指示解除後、相当期間」とされており、実態に応じて対応すべきであり、適正な賠償を求めて行きます。

その相当期間についても、避難指示解除後の実際の状況を勘案し、柔軟に判断することを、今後引き続き強く求めて行きます。

● 渡邊 泰彦 議員 ●



**Q** 平成29年3月の避難指示解除に向けて町長の考え方は

**A** 町民の皆様と意見交換をして、しっかりと対応いたします

**避難指示解除に関する有識者検証委員会について**

**質問** 吉岡委員長を中心として現在まで、5回の検証委員会が実施され、国・県からの報告や町民の意見を聴いて、次の第6回目の最終委員会で、提言の取りまとめがなされます。浪江町にとって、今後の方向性を決定するための重要な判断材料になると思いますが。



避難指示解除に関する有識者検証委員会

**町長** 現在、平成29年3月の帰還開始目標に向けて、除染、インフラ、生活環境、事業再開などの進捗状況を客観的に判断して、検証作業が進められています。

それを踏まえて、町として必要な措置をとり、帰還についての考え方や方向性を示し、町民の皆様と意見交換をして、しっかりと対応いたします。

**浪江町交流・情報発信拠点整備事業について**

**質問** 間野委員長を中心として現在まで、5回の検証委員会を実施され、次の第6回目でも委員会から計画策定に向けた報告がされます。整備期間は5年間を予定していますが、町民の帰還を促す意味でも、早期整備が必要です。一部供用開始の予定はありますか。



浪江町交流・情報発信拠点検討委員会

**復興推進課長** 平成29年3月の避難指示解除を踏まえて、検討いただいた完成形の中で、実現できるものを整理して、復興に向けて、必要かつ重要な機能を先行し整備して、早い時期に、一部供用開始する考えです。

**浪江町仮設商業施設について**

**質問** 浪江町庁舎の駐車場に整備予定の公設民営の仮設商業施設は平成28年10月にオープン予定ですが、現在の応募状況は、また、不足している業種への再募集の計画はありますか。

**産業・賠償対策課長** 現在の応募は5社です。スーパー・ドラッグストア・ホームセンター・食堂・理美容室・クリーニング店を募集しています。

予定している業種をホームページ等で一般募集および浪江町商工会員へ再募集をいたします。早期に入居事業者を決定して、建物の仕様や工程などの具体的な打ち合わせを進めます。当初の計画どおり10月オープンに向けて取り組みます。

## ● 馬場 績 議員 ●



**Q** 強引な避難解除ではなく、町民の意見を尊重すべき

**A** 国が一方的に決めるべきではないと考えます

**質問** 避難指示解除条件に関する有識者検証委員会の提言と、町の避難解除の町の判断は、いつ、どのように行われるのですか。

**復興推進課長** 3月22日の検証委員会で提言案を取りまとめ、3月末に町長に報告する予定です。

**質問** 提言に対する議会との協議、それをふまえた住民説明会開催は。

**復興推進課長** 町議会や国・関係機関との協議をふまえ、その後、町民懇談会を開催する予定です。

**質問** 町民の戻る自由、戻らない自由、しばらく考える自由を尊重すべきことはいまもありません。国主導の強引な解除時期の決定にならないよう町民の意見に十分耳を傾け、解除時期を判断されるべきであると思います。町の対応についてお答えください。

**復興推進課長** 国が一方的に決定すべきものではないと考えております。

**なみえ道の駅は大震災と原発避難の教訓を生かした施設に**

**質問** 整備される「浪江道の駅」は、地域防災という位置づけを明確にし、道路情報板の設置や非常用電源、水や緊急用の防災備品などを配備すること。

また、行政は勿論、消防や警察と連携し、地域情報機能の提供など、大震災と原発避難の教訓を生かした道の駅整備を進めることが重要であると思います。どのように検討されているか、お答えください。

**復興推進課長** 災害時にも機能発揮できるように他の道の駅の防災施設などを研修しながら十分取り入れていく考えです。

**安倍政権の明文改憲と町長の見解を問う**

**質問** 安倍首相は3月2日の参議院予算委員会で「憲法改正を」在任中に成し遂げたい」と発言しました。わたしは、重大な問題が二つあると思います。

一つは、憲法99条、公務員の憲法擁護義務に違反していることです。要するに安倍首相は、憲法の上に自分を置き、明らかに憲法違反であるということではないでしょうか。

二つは、憲法違反の安保法制、いわゆる戦争法強行と立憲主義の問題です。これまでは「海外での武力行使は認められない」としてきた政府解釈を一内閣の閣議決定で勝手に「変更」し、アメリカの戦争に自衛隊が世界のどこにでも出かけ武力行使ができる、いわゆる「集団的自衛権の行使」を可能としました。安保法制と明文改憲の発言に対する町長の見解をお示しく下さい。

**町長** 安保法制については、閣議決定による憲法の解釈変更には大きな問題があり、国民不在は否めません。明文改憲も平和憲法の精神を揺るがしかねないものであり、機会があるたびに平和憲法の尊さを発信していきたいと考えております。



## ● 山本幸一郎 議員 ●



**Q** 避難指示の解除の発表はいつ頃するのか

**A** 判断の基準は居住が可能と認めた時に

### 避難指示解除及び除染後の線量100μSv

**質 問** 平成29年3月を、国では避難指示解除の目標にしていますが、町長は平成29年3月に解除する、しないは、いつ頃発表するのですか。

**町 長** 避難解除と帰町宣言は若干ずれがあると思います。帰還できるのは、社会基盤の整備、インフラの復旧（上下水道あるいは道路・電話・ガス等）それと合わせて生活基盤（医療、福祉のサービス機関）が整い、有識者会議で出る方向性を踏まえ、町民の方と意見交換をしながら決定させていただきます。

**質 問** 除染後の目標線量を国では示していないが、町長はどのように思われますか。

**町 長** この放射量のしきい値の問題は非常に難しい問題で、知見がないというのがいわゆる学会あるいは専門家の方々の意見で、私もこの放射線の問題については全く素人ですが、色々今言われていることは、限らず年間空間線量1ミリシー

ベルト以下が望ましく許容範囲であると認識しております。

### 農業の実証試験について

**質 問** 町では野菜の作付実証試験は行っているのですか。

**産業・賠償対策課長** 本年度野菜については、キャベツなどの結球性葉菜類のほか5品目が摂取、出荷等の制限がされており、これら制限解除のため事前試験を平成25年度から町内の除染の進捗に合わせながら試験を実施しております。また、非制限作物についても、幾世橋地区で大根、北

幾世橋地区において人参・ネギなど6品目、酒田地区で小麦の実施栽培も実施されており、ほとんどが検出限界値未満でした。

**質 問** 町内にも多くの低線量地区が

ありますが、家畜飼育の実証試験等は考えていますか。

### 産業・賠償対策課長

福島県営農再開支援事業の新規事業として家畜の飼養実証事業が平成28年に実施されることとなりました。現時点で飼育実証については、畜産農家からの事業希望等はありませんが、希望があった時点で町でも前向きな形で取り組んでいきたいと思っております。



実証栽培（ジャガイモ定植）

### ADR155μSv

**質 問** 個人・小団体でADRの申し立てをした場合は、お手伝い、アドバイスは十二分にいただけますか。

**産業・賠償対策課長** 個別のADR申し立てに関しては、現在も賠償支援係において申し立ての流れ、説明や相談窓口のご案内をしております。

**質 問** 帰町を望む人の意見交換会の実施について、すぐに、又ははいつ戻りたいと望む人がアンケートでは約18%いました。戻りたい人だけの集まり会を町で開催する予定はありますか。

**復興推進課長** 29年3月に避難指示が解除されると想定すれば、特例宿泊、準備宿泊が始まりますので、説明会や意見交換会を実施していきたいと思っております。

# 第1回臨時会・第2回臨時会

1月13日(水)に平成28年第1回臨時会、2月12日(金)に第2回臨時会が招集され、それぞれ町長から提出された6件、2件の議案について審議を行いました。採決状況については、次のとおりです。

## 第1回臨時会 採決状況

議案番号	件名	議決結果
議案第1号	委託に関する協定の締結について	原案可決
議案第2号	工事請負契約の変更について	原案可決
議案第3号	工事請負契約の変更について	原案可決
議案第4号	土地の取得について	原案可決
議案第5号	平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第6号	工事請負契約の変更について	原案可決

## 第2回臨時会 採決状況

議案番号	件名	議決結果
議案第7号	土地及び建物の取得について	原案可決
議案第8号	平成27年度浪江町一般会計補正予算(第6号)	原案可決

議会における情報公開の施行状況  
平成27年における浪江町議会の情報公開の状況は、次のとおりです。

○情報公開請求件数 4件  
○情報公開件数 4件(うち部分公開件数 0件)

# 議会活動の経過報告 1月22日～4月15日

(定例会及び臨時会中の全員協議会・各常任委員会・議会運営委員会を除く)

## 1月

- 22日 ・ADR要求要望・森林除染要望活動※1 (東京都)
- 29日 ・議会運営委員会

## 2月

- 3日 ・双葉地方町村議長会要望活動 (東京都)
- 9日 ・東電福島第一原発事故被災市町村議会連絡協議会役員会等 (田村市)
- 10日 ・双葉地方町村議長会復興副大臣との意見交換会※2 (福島市)
- 12日 ・第2回臨時会※3  
・全員協議会
- 15日 ・広域圏組合・保健衛生常任委員会 (広野町)
- 16日 ・広域圏組合・消防厚生常任委員会 (広野町)  
・双葉地方町村議長会正副議長といわき市議会との意見交換会 (いわき市)
- 17日 ・全員協議会  
・議会報編集特別委員会

- 18日 ・広域圏組合・総務常任委員会 (広野町)  
・東電福島第一原発事故被災市町村議会連絡協議会代議員総会 (田村市)
- 22日 ・広域圏組合・議会運営委員会 (広野町)  
・総務常任委員会視察研修 (~23日 遠野市、南三陸町)
- 24日 ・福島県議長会定期総会 (福島市)
- 26日 ・広域圏組合・定例会 (広野町)

## 3月

- 2日 ・議会運営委員会
- 8日 ・3月定例会(開会～18日閉会)※3
- 25日 ・東電福島第一原発事故被災市町村議会連絡協議会要望活動 (福島市)
- 27日 ・経済産業副大臣との意見交換会 (二本松市)

## 4月

- 1日 ・議会報編集特別委員会
- 6日 ・議会報編集特別委員会
- 12日 ・議会運営委員会  
・議会報編集特別委員会

※1 2月22日の要求(要望)活動における要求(要望)書の内容は、16ページから17ページに掲載のとおりです。  
 ※2 双葉地方町村議長会復興副大臣との意見交換会は、当初1月21日に予定されており、「議会だよりNo.150」に掲載しましたが、2月10日に順延となったため、本号に掲載しました。  
 ※3 本会議の出欠状況は、町ホームページ(浪江町議会→会議結果一覧)をご覧ください。

# 委員会活動報告

## ●産業・建設常任委員会行政視察報告●

### 視察日

平成27年11月19日(木)～20日(金)

### 参加者

委員長 若月 芳 則  
副委員長 松田 孝 司  
委員 平本 佳 司  
佐々木 恵 寿  
三 瓶 宝 次

### 視察の目的

目的としては、平成29年3月までに帰還困難区域を除く2区域の避難指示の解除に向け、より良いまちづくりをするために中越大震災の経験を活かし「日本一災害に強い町」を目指し、防災体制の強化の取り組みや、「市役所のまちなか移転」により市街地再開発による都市機能の集積の取り組みなどの中心市街地のまちづくり。

そして全村避難からの全村帰還へ取り組んできた「山古志地区」、当町のこれからの全町帰還に向け諸問題にも参考にすることがあると思い長岡市へ赴きました。

### 所 感

長岡市は、近隣の9市町村と広域合併し、人口28万人弱の新潟県で2番目の都市です。現在どこの都市でも問題になっている課題ですが、人口の増加により市街地が拡大し、市街地の商業施設の閉店などによりまちなかの空洞化という問題が生じました。長岡市でも市役所を市街地から近郊に移しており、車を所有している方には良いですが、高齢者など車を所有していない方には不便が生じていました。

そこで、現在市街地の空洞化が問題になっている施設などを利用し、駅のすぐ前に全国初のまちなか市役所を実現しました。「アオーレ長岡」がJR長岡駅前であり、ナカドマ(屋根付き広場)を中心に、アリーナ、ホールなどの公会堂機能と市役所が一体となった市民協働、交流の拠点があります。市役所の総合案内所が夜9時まで利用できるそうです。その他の施設も歩いて行ける距離にあり、高齢者にも子供にも配慮したことには非常に参考になりました。

山古志地区は、全村避難し、帰還した地区ですが、復興交流館で展示された古里への思い、リーダーシップをとり村民と共に行動した方々には感心しました。最後に山古志地区の現在の姿と震災時の状況を現地案内説明していただき、非常に参考になりました。



まちなか市役所「アオーレ長岡」

### 視察先

長岡市

- ①アオーレ長岡
- ②長岡防災シビックコア地区
- ③大手通中央東地区(フェニックス大手～地下駐車場)、やまこし復興交流館、山古志地区復興状況視察

## ● 文教・厚生常任委員会視察研修報告 ●

### 研修日

平成27年10月1日(木)～2日(金)

### 参加者

委員長 紺野 榮重  
副委員長 渡邊 泰彦  
委員 山崎 博文  
山本 幸一郎  
佐々木 勇治



復旧した女川駅

### 視察先

仙台市宮城野区、石巻市、女川町

- ①浪江町復興支援員宮城県駐在所
- ②石巻市立開成仮診療所
- ③石巻市立石巻病院（新築現場）
- ④女川町議会（意見交換）
- ⑤NPO法人きらら女川

### まとめ

今回の視察研修先の石巻市と女川町は、沿岸部のお隣同士の市と町です。

両地区とも東日本大震災では、大きな被害を受けた地域ですが、4年半が経過した現在では、復興状況の進捗に大きな差ができています。石巻市は、目に見える復興状況で、新しい都市“石巻”が着々と進行していますが、女川町では、町中が建設・工事現場の状況で、将来の町の姿が想像できないくらい進行が遅れています。

文教・厚生常任委員会の所管であります、医療・介護・学校分野の復興状況も、石巻市では、石巻市立病院の開院建設工事、復興公営住宅の整備による住宅再建事業、防災集団移転のための造成工事、市内小中学校の統廃合による教育施設の充実、漁港や水産加工団地の整備と中心市街地の整備による町なか再生、包括ケアの推進と特養・老健の再生など、スピード感のある復旧復興が進行しています。一方、女川町は、各分野において復旧復興が遅れていて、特に復興公営住宅の整備が1カ所のみで、被災者の多くは、未だに仮設住宅で生活している状況です。

今回の視察研修を参考にして、浪江医療センター、浪江町内の診療所の建設、オンフルール双葉の運営、社会福祉協議会の役割、保育園・小学校・中学校の町内での再開など、文教・厚生分野の復旧復興に貢献していきたいと思えます。

# ADR和解案受諾及び森林除染に関する要求(要望)活動を実施



東京電力㈱にて要求書を提出

1月22日、東京電力株式会社ほか関係機関に対し、浪江町ADR集団申立てに関する要求(要望)活動を行うとともに、環境省が示した森林除染の方針を受け、関係機関に対して地域再生と森林除染を一体とした環境回復対策の強化を求める要望活動を行いました。

それぞれの要求(要望)の内容は、「その1」、「その2」及び「その3」のとおりです。

## その1

東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己 様

### 浪江町ADR集団申立て和解案受諾要求書

平成28年1月22日

福島県双葉郡浪江町議会 議長 吉田 数博

原子力損害賠償紛争解決センターは、浪江町民1万5788人が参加した浪江町ADR集団申立てに対し、

- ①避難生活の長期化に伴う精神的苦痛(将来への不安等)の増大による慰謝料の加算
- ②避難により高齢者の正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた日常生活阻害慰謝料として加算

とした和解案を、平成26年3月20日に提示した。町民にとってこの和解案は満足できるものではなかったが、早期解決のため受諾することを決めた。

しかし、和解案提示後1年10か月が経過してもなお貴社は全部受諾を拒み、いまだ和解が成立していない。その理由として、「この精神的苦痛は、帰還困難区域等からの避難者に共通するものであり、申立人らの固有の個別具体的な事情ではなく、中間指針及び同第二次追補に含まれている。」等と反論している。

町民一人ひとりの避難状況は異なっているが、仲介委員は、申立人の個別具体的な事情を考慮し全員に共通して慰謝されるべき精神的損害があると判断し、この和解案を提示した。そして、仲介委員は二度にわたり和解案を受諾するよう貴社に勧告している。

貴社は、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための「3つの誓い」で和解仲介案の尊重を宣言している。これまでも貴社は和解案を受諾した事例があり、本件を拒否する理由はない。

また、申立人のうち、すでに440人以上が亡くなっており、2千人以上が75歳以上の高齢者である。もはや一刻の猶予も許されない。

よって、次のとおり要求する。

- 1 原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を全て受諾すること。

## その2

文部科学大臣 馳 浩 様

### 浪江町ADR集団申立てに関する要望書

平成28年1月22日

福島県双葉郡浪江町議会 議長 吉田 数博

原子力損害賠償紛争解決センターは、浪江町民1万5788人が参加した浪江町ADR集団申立てに対し、

- ①避難生活の長期化に伴う精神的苦痛(将来への不安等)の増大による慰謝料の加算
- ②避難により高齢者の正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた日常生活阻害慰謝料として加算

とした和解案を、平成26年3月20日に提示しました。町民にとってこの和解案は満足できるものではありませんでしたが、早期解決のため受諾することを決めました。

しかし、和解案提示後1年10か月が経過してもなお東京電力株式会社は全部受諾を拒み、いまだ和解が成立していません。その理由として、「この精神的苦痛は、帰還困難区域等からの避難者に共通するものであり、申立人らの固有の個別具体的な事情ではなく、中間指針及び同第二次追補に含まれている。」等と反論しています。

町民一人ひとりの避難状況は異なっていますが、仲介委員は、申立人の個別具体的な事情を考慮し全員に共通して慰謝されるべき精神的損害があると判断し、この和解案を提示しました。そして、仲介委員は二度にわたり和解案を受諾するよう東京電力株式会社に勧告しています。

東京電力株式会社は、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための「3つの誓い」で和解仲介案の尊重を宣言しています。これまでも東京電力株式会社は和解案を受諾した事例があり、本件を拒否する理由はありません。

また、申立人のうち、すでに440人以上が亡くなっており、2千人以上が75歳以上の高齢者です。もはや一刻の猶予も許されません。

よって、次のとおり要望します。

### **1 原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を全て受諾するよう東京電力株式会社を指導すること。**

注 上記は、国の機関へ提出したものであり、文部科学大臣のほか、経済産業大臣及び経済産業省総括審議官あて提出しました。

また、同様に、自由民主党東日本大震災復興加速化本部本部長及び事務局長並びに吉野正芳衆議院議員あてにも、この要望書を提出しました。

## その3

環境大臣 丸川 珠代 様

### **地域再生と森林除染を一体とした環境回復対策の強化を求める要望書**

平成28年1月22日

福島県双葉郡浪江町議会 議長 吉田 数博

去る12月21日、環境省が「20メートルを範囲とした生活圏以外の森林は原則として除染しない」との方針を環境回復検討会に示したことは極めて遺憾であり、認めがたいものである。

このことは、被災地の一部市町村で始まった避難解除や復興加速に逆行することは明らかである。特に昨年6月に閣議決定された『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改定』では「避難継続の課題が顕在化してきており、住民の方々の生活再建や地域の再生を可能にしていくためには、これまで以上に対策を加速・充実し様々な課題に対応していく必要がある」と約束したばかりである。さきの東京電力福島第一原発の爆発事故で県土全体が放射性物質に汚染され、県土の7割が森林を占める福島県の復興・再生はもとより、全町避難を余儀なくされている浪江町・町民にとっては、町全体の約7割が山林で、その8割が年間追加被ばく線量50ミリシーベルト超の帰還困難区域下にあり、森林それ自体が生活圏そのものである。したがって、森林除染の実行は、特別に重要な地域再生の課題である。

浪江町は、現在、近い将来の帰還に向けた最優先課題として除染作業が進行中であるが、除染後も周辺山林からの移行で放射線量が上昇しているのが実態である。昨年復興庁、福島県とともに実施した住民意向調査の結果では「すぐに・いずれ戻りたい」と考えている町民が17.8%とわずかではあるが、前回より増加していることが明らかになったばかりである。もし「森林除染見送り」ということになるならば、県土の回復も、生活圏の安全も、子供たちを含めた帰還への意欲にも重大な影響を及ぼすであろうことは言うまでもない。

よって、環境省は「森林除染見送り」の方針を根本から見直し、関係省庁と連携し「生活再建と地域の再生を可能にする」以下の施策を緊急に実施するよう強く求めるものである。

- 1 国は、県、市町村と連携して森林除染計画を速やかに策定し、計画的な除染を進めること。**
- 2 帰還困難区域を含む山間部の環境保全のために生活圏及び農地除染は勿論、林道・森林整備計画を策定し、除染対策を一体的に進めること。**

注 上記は、国の機関へ提出したものであり、環境大臣のほか、環境副大臣、復興大臣及び復興副大臣あて提出しました。

また、同様に、自由民主党東日本大震災復興加速化本部本部長及び事務局長並びに吉野正芳衆議院議員あてにも、この要望書を提出しました。

# 町民の声



阿久津雅信さん  
(権現堂)

## 震災5年目が 過ぎ思う

私は現在、宮城県岩沼市に家族と避難しながら、南相馬市で電気屋の事業を再開しています。毎日、1時間チョットの通勤。思い返せば、浪江にいたころは1分チョット。今は友人、知人、お客様、仲間にあうにも、この距離がチョットした小旅行です。何故か『浪江町民です』という人に出会うと、2011年3月11日から現在に至るまでの話で盛り上がり、絆の大切さを強く感じます。

のまちおこし団体「浪江焼麺太国」に「麺バー」として参加しており、全国各地へ出張し、「なみえ焼そば」と「浪江町の情報発信」をしています。

町をはじめ、職員や町民の皆さまの応援のおかげもあり、2013年、愛知県豊川市で開かれた第8回B-1グランプリでは、B級グルメ日本一の大賞『ゴールドグランプリ』をいただきました。さらに翌年には、浪江町、郡山市と協力し、第9回B-1グランプリin郡山を開催し、大盛況でした。同じ年、浪江町功労者表彰もいただき、活動をしてきた中で最高の喜びであり、「麺バー」も感動しました。本来であれば、浪江町で活動ができ、週末の観光客やイベント開催でにぎやかなまちづくりができていたと思います。

「まちのこし」をし続けていますが、「麺バー」も県内、県外それぞれに避難し、自分なりの拠点をづくり、その環境の中で自分と同じように仕事、家庭と太国活動の両立で大きな悩みがあることも事実です。しかしながら、震災前に夢見た浪江町の未来像を諦めたことはありません。

その一歩として、交流・情報発信拠点施設「道の駅」の検討委員会へ参加し、議論しており、自分なりに様々なアイデアを提案しています。各地へ避難した浪江町民が再会し、イベントの開催などができる施設になることを願っています。

更には、今年10月には、浪江町役場前に仮設商店街も整備される予定で「浪江焼麺太国」としても微力ながらも、私達で出来ることを、精一杯協力して復興の第一歩をお手伝いできればと思っています。

最後に、避難指示解除に向けて、様々な困難が待ち受けていると思いますが、町長、さらには議会の皆様にはもうひと踏ん張りをお願いいたします。

## みなさまの声を お聞かせ下さい。

議会報編集特別委員会では、町民の皆様の声を「議会だより」に掲載しています。議会に対する意見、要望、感想等、何でも結構ですので、声をお寄せください(議会事務局まで)。

■発行責任者■ 議長 吉田 数博  
■議会報編集特別委員会■ 委員長 鈴木 幸治  
副委員長 佐々木 勇彦  
委員 渡辺 泰司  
松本 佳孝  
泉 重章

